

申請方法は次のページをご覧ください。

「自動車通学を希望する方へ」

自動車での通学を希望する場合は、申請して許可を受ける必要があります。

次のいずれかの区分で申請してください。

【申請条件】

次の①から⑤のすべてに該当する人

- ①学部4年次生以上又は大学院生。
- ②深夜に至る研究又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある。
- ③自宅から津島キャンパスまでの距離が片道5km以上50km以下である。
- ④申請する時点で自動車の運転免許を取得している。
- ⑤申請する時点で申請者が被保険者に含まれる任意保険に加入している車両を所有している。
(名義に関係なく、実質的な使用権が申請者本人にある場合を含む。)

次のアからウのいずれかに該当する人(特殊な事情がある人)

- ア 身体に障害がある。
- イ 親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- ウ 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。

【申請条件】

次のアからウのいずれかに該当する人

- ア 一時的(概ね3ヶ月以内)に、親族の保育又は介護のため、通学途上に車両で送迎を行う必要がある。
- イ 一時的(概ね3ヶ月以内)に、深夜に至る実験・研究、業務又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できないことが、その期間中常態である。
- ウ 骨折、捻挫その他一時的(概ね3ヶ月以内)なけが等(妊娠を含む。)のため、自動車を使用しなければ通学が困難。

17時から翌朝7時までに自動車入構を希望する場合で、次のアまたはイのどちらかに該当する人

- ア 社会人学生で勤務先から直接通学する必要がある。
- イ 深夜に至る研究又は夜間・早朝の実験等で公共交通機関が利用できない等の事情がある学部4年次生以上又は大学院生。

土曜日・日曜日・祝日法による休日・年末年始・夏季一斉休業の日に研究又は実験等の事情がある学部4年次生以上又は大学院生。

自宅から津島キャンパスまでの距離は一般に利用し得る最短経路で測ります。実際に通学している経路と違う経路で測ることがあります。

区分は...

一般駐車許可証

※夜間主コースの学生でも、昼間に入構する方は一般駐車許可証が必要です。

区分は...

特別駐車許可証

区分は...

夜間駐車許可証

【17時～7時入出構限定】

区分は...

休日駐車許可証

【土・日・祝・年末年始・夏季一斉休業入出構限定】

※ 一般・特別・夜間・休日駐車許可の条件に該当しないが、部局長が特に必要であると認める場合で、学長の承認を得た場合に許可されることがありますので、
安全衛生部安全管理課(086-251-7289・7127・8985)にご相談ください。

申請手続きの仕方

入構許可申請書(様式)・入構許可申請用封筒用紙(様式)をダウンロードする。



記入要領・記入例にそって、申請書・封筒用紙に必要事項を記入する。



必要書類をそろえる。

○自宅から津島キャンパスまでの通学経路の地図

(経路は赤色で記入。勤務先から通学の場合は、勤務先の位置を明記。)

○自動車任意保険証書のコピー(変更の場合は、基本となる任意保険証書の写しと「変更確認書」が必要になります。)

(「申込書控え」、「変更確認書」、「自動車損害賠償責任保険」は不可。)

以下は、特殊事情がある方のみ必要

○理由書(様式は任意。)

○特殊事情を確認できる書類

・障害の期間・程度がわかる書類(障害者手帳・母子手帳のコピー(氏名・出産予定日の記載欄等)、診断書など)

・保育・介護の状態・程度がわかるもの(頻度や「支給認定通知」・在園証明書の等で期間が確認できるもの)



指導教員に申請書へ記名・押印してもらう。



申請書の裏面に地図・任意保険証書のコピーを貼り付ける。

封筒用紙を角2封筒(縦332mm・横240mm)の表面にはがれないように貼り付ける。



封筒に申請書を入れ、本部棟3階安全衛生部に持つて行く。(封はのり付けしない。)

【注意事項】

・入構を許可する場合は、所属学部・研究科の教務学生担当又は研究室へ許可証等を送付するので、

受け取りに行ってください。

※許可しない場合は個別に連絡します。

・受け取った封筒の中に、お知らせ・駐車許可証(シール)・ゲート用パスカード・郵便振込用紙が入っているか確認してください。

・駐車許可証(シール)は、車外から見やすいように自動車のルームミラーの裏に貼り付けること。

・同封の郵便振込用紙により、必ず振込期限までにゆうちょ銀行又は郵便局で料金を払い込んでください。

(期日までに料金の払込がないと、パスカードが使用できなくなりますのでご注意ください。)

・構内において、自動車・バイクを運転する者は、「安全運行を保持する義務」を負います。

「国立大学法人岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項」から抜粋

第3条 津島地区構内で車両を運転する者は、学内標識その他の規制に従い、安全運行を保持する義務を負うものとする。

2 津島地区構内における車両の制限速度は、時速20kmとする。

3 津島地区構内における車両の運行は、原則として門から第4条に定める駐車場等までの間に限るものとし、構内の施設間の移動に際して車両を使用することは、特別の事情がある場合を除き、これを認めない。